

いい みらい 11月30日は 「年金の日」！！

厚生労働省では、「国民お一人お一人が、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として11月30日（いいみらい）を「年金の日」としています。

この機会に、「ねんきんネット」でご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか？

「ねんきんネット」は、パソコンやスマートフォンからいつでも年金情報を手軽に確認できるサービスです。ご自身の年金記録の確認はもちろん、将来の年金見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

ご利用については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

※日本年金機構ホームページ（ねんきんネット）→ https://www.nenkin.go.jp/n_net/



～国民年金の免除制度をご利用ください！～

無職や失業、パートなどで収入が少なくなり、国民年金の掛け金を納めるのが困難な時、申請して承認されると掛け金が免除される制度があります（免除期間は翌年の6月まで）。免除には「**全額免除**」・「**3／4免除**」・「**半額免除**」・「**1／4免除**」の4種類の保険料免除制度と50歳未満の方に限定される「**納付猶予制度**」・学生の方に限定される「**学生納付特例**」があります。

◎保険料免除・納付猶予の承認基準（所得の基準）は以下のとおりです。

（前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること）

★【**保険料免除制度**】申請者本人・その配偶者・世帯主の前年所得により審査されます。

- 全額免除→（扶養親族等の数＋1）×35万円＋32万円
- 3／4免除→88万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料等控除額等
- 半額免除→128万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料等控除額等
- 1／4免除→168万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料等控除額等

★【**納付猶予制度**】申請者本人・その配偶者の前年所得により審査されます。

- 納付猶予→（扶養親族等の数＋1）×35万円＋32万円（※1）

◇上記「扶養親族等控除額」「社会保険料控除額等」は、年末調整・確定申告で申告された金額なので、源泉徴収票・確定申告控等でご確認ください。

※「全額免除」以外は、所定の掛け金を納めなければ、未納扱いとなりますので、必ず納めましょう。

※申請月の2年1ヶ月前までしか、さかのぼって申請することができませんので、申請したい方は早めに届出しましょう！

◎季節労働者の方が冬期間離職となり、厚生年金がきれる場合、60才前であれば国民年金1号被保険者への変更となります。扶養していた配偶者も一緒に強制変更となります。

失業により申請される場合は、離職中であることを証明できるもの（雇用保険受給資格証や離職票など）をお持ちください。

～ ぜひご利用下さい！ ～

マイナンバーカード（署名用電子証明書が搭載されている）をお持ちの方は、スマートフォン等からマイナポータルで免除申請手続きなどの電子申請ができます。いつでもどこでも届出ができ便利！

～国民年金の掛け金は忘れずに納めましょう！～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先

- ・町民課 戸籍医療年金係（TEL 2-2453）
- ・函館年金事務所 国民年金課（TEL 0138-56-1165）